

## 当施設が提供するサービスと利用料金（重要事項説明書より）

当施設では、ご契約者（ご利用者）に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者（ご利用者）に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、**居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付**されます。

#### <サービスの概要>

##### ①居室の提供

##### ②食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体  
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい  
ます。

(食事時間) 朝食：8：00～8：45 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～18：45

##### ③入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

一般浴及び機械浴槽（または車椅子浴槽）を使用して入浴することができます。

##### ④介護

食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い  
相談等の精神的ケア、日常生活上の世話

##### ⑤機能訓練

機能訓練室にて、ご利用者の心身等の状況に応じて、機能訓練を実施します。

##### ⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給  
付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額・居室に係る自己負担額  
の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金はご利用者の要介護度に応じて異な  
ります。）

## サービス利用料金表

平成27年8月1日現在(1日あたり)

サービス内容略称		金額	備考
基本サービス	福祉施設 II 1 (要介護1)	547円	要介護度の変更や介護保険法の改正により変更することがあります。
	福祉施設 II 2 (要介護2)	614円	
	福祉施設 II 3 (要介護3)	682円	
	福祉施設 II 4 (要介護4)	749円	
	福祉施設 II 5 (要介護5)	814円	
加算	栄養マネジメント加算	14円	管理栄養士による栄養ケア計画を作成し栄養医管理を行う(栄養マネジメント)。
	日常生活継続支援加算	36円	介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。 以下のいずれかを満たす場合 ①「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上 ②「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上 ③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上 ※「新規」入所者は「算定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者」です。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上である。 ※日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。
	個別機能訓練加算	12円	機能訓練指導員による機能訓練計画書作成と機能訓練の実施
	看護体制加算(Ⅰ)	4円	常勤の看護師を1名以上配置している。
	看護体制加算(Ⅱ)	8円	指定介護老人福祉施設基準看護職員の数に1を加えた数以上である。
	夜勤職員配置加算	13円	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準より1を加えた数以上配置している。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。(介護老人福祉施設の加算率は3.3%)
	初期加算	30円 (30日を上限)	入所した日または1カ月以上継続して入院等された場合で再度入所された日から30日以内の期間につき加算
	外泊時費用	246円	外泊(又は入院)した日の翌日から起算して、1月につき6日(1回の外泊(又は入院)、また、月をまたがる場合は最大で連続12日)を限度として算定する。

食事に係る負担（1日の食事代金）		
被保険者第1段階	300円	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
被保険者第2段階	390円	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所持金の合計が80万円以下の方
被保険者第3段階	650円	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方
被保険者第4段階以上	1,380円	上記以外の方（課税世帯の方）
居住に係る自己負担額（1日の居室代金）		
被保険者第1段階	0円	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
被保険者第2段階	370円	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所持金の合計が80万円以下の方
被保険者第3段階	370円	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方
被保険者第4段階以上	840円	上記以外の方（課税世帯の方）

※平成27年8月より、入所者が世帯非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、②単身で1000万円超、夫婦で2000万円超の預貯金を保有している場合には、補足給付の対象外（第4段階）となります。

### 3. 高額介護サービス費該当

第2段階 基本サービス費+加算分の月の限度額15,000円

第3段階 基本サービス費+加算分の月の限度額24,600円

※詳しくはお問合せ下さい。

### 4. 社会福祉法人利用者負担限度額制度

第2段階 食費+居住費の4分の1が減免されます

第3段階 基本料+食費+居住費の4分の1が減免されます

※詳しくはお問合せ下さい。

☆ ご契約者（ご利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者（ご利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（ご利用者）の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者（ご利用者）のご希望に基づいて特別な食事をした場合

利用料金：要した費用の実費

##### ②貴重品の管理

ご契約者（ご利用者）の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者（ご利用者）へ交付します。

○利用料金：なし

##### ③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

(例) クラブ活動 書道、手芸（材料代等の実費をいただきます。）

##### ④複写物の交付

ご契約者（ご利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはサービスさせていただきます。

##### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者（ご利用者）の日常生活に要する費用でご契約者（ご利用者）に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

- ・ティッシュの実費 1個100円

##### ⑥お部屋にご自分のテレビを設置しご覧いただけますが、テレビの電気使用料として

一日50円を徴収させていただきます。利用料とあわせて請求させていただきます。

### ⑦契約終了後も居室を明け渡さない場合の料金

ご契約者（ご利用者）が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、契約終了前の自己負担額と保険給付額の合算の額（各種減額制度は適用にならない）とする。

### ⑧理髪・美容

施設としては提供しておりませんが、下記の内容で施設内にてご利用できます。料金は業者に直接支払うこととなります。（但し、支払を代行できますのでお申し出ください。）

#### 〔理髪〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り）をご利用いただけます。利用料金：1回あたり1,800円

#### 〔美容〕

4カ月に1回美容ボランティアによるパーマ、カットのサービスを希望者について行っています。

利用料金 パーマ2,000円、カット無料

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

**前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。**（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

#### ア. 窓口での現金支払

#### イ. 下記指定口座への振り込み口座名義

特別養護老人ホーム厚田みよし園 園長 渡辺教円

①札幌信用金庫 石狩支店 普通預金 口座番号 1041366

②ゆうちょ銀行 記号19080 番号12738831

店番 908 普通預金 口座番号1273883

### 追記（重要事項説明書には記載がありません）

**\*料金の計算については担当者（介護支援専門員）が概ねの料金を計算してお話することができますので、お気軽にお問合せ下さい。**

**※担当者が不在の場合は改めて連絡差し上げます。**